

○ 国内周波数分配の脚注 新旧対照表（一重下線部分〔 〕が変更箇所。なお、各条項番号のプリフィクス”S”を削除する変更の表示については省略。）

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">国内周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>J17 2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、<u>デジタル選択呼出し</u>を使用する国際遭難周波数とする。</p> <p>(略)</p> <p>J23 A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができない<u>又は著しく困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>J24 <u>2007年4月1日からは、5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の規定の<u>手続が適用される。また、決議第 517 (WRC-03、改) に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。</u></u></p> <p>(略)</p> <p><u>J26A</u> 6765-7000kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。この日後に、この周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。</p> <p><u>J26B</u> 7100-7200kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で放送業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p><u>J27A</u> 7350-7450kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。2009年3月29日後に、この周波数帯は、<u>放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">国内周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>J17 2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、<u>デジタル選択呼出し</u>を使用する国際遭難周波数とする。</p> <p>(略)</p> <p>J23 A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができない<u>か又は著しく困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>J24 5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則付録第 S11 号に従った特性を持つ<u>単側波帯発射又は ITU-R によって勧告されるその他のスペクトル効率の良い変調技術に限定する。これらの周波数帯の使用は、権限のある会議の決定に従わなければならない。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p><u>J28A</u> 7450-8100kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、<u>一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>J37B</u> 108-117.975MHz の周波数帯は、<u>認知された国際航空標準にしたがって、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも使用することができる。この使用は、決議第 413(WRC-03)に従わなければならない、また国際航空標準にしたがって運用される航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J54 156.525MHz の周波数は、<u>デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>J58C</u> 806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT-2000 に使用することができる (決議第 224(WRC-2000) 参照)。</p> <p>(略)</p> <p><u>J70A</u> 地球探査衛星業務(能動)のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA.1260-1 に従うものとする。さらに、この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、<u>中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5.29 条及び第 5.30 条の規定にしたがった二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J74A この周波数帯の IMT-2000 を提供する無線局は、2012 年 7 月 24 日までは別表 7-2 の周波数帯<u>の対以外の二周波方式</u>で運用することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>J54 156.525MHz の周波数は、<u>デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>J74A この周波数帯の IMT-2000 を提供する無線局は、2012 年 7 月 24 日までは別表 7-2 の周波数帯対で運用することができる。</p>

変 更 案	現 行
<p>J75C <u>1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609 (WRC-03) の規定にしたがって運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21.18 号の規定を適用する。</u></p> <p>J75D <u>完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 1 月 1 日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる 1164-1300MHz、1559-1610MHz 及び 5010-5030MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.12 号、第 9.12A 号及び第 9.13 号の規定の適用を受ける。決議第 610 (WRC-03) を適用する。</u></p>	<p>J75C <u>1164-1215MHz の周波数帯は、一次的基础で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。地球表面におけるすべての無線航行衛星システムのすべての宇宙局から生じる総電力束密度は、すべての到達角について任意の 1MHz の周波数帯で-115dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない。無線航行衛星業務の局は、航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこの業務の局からの保護を要求してはならない。なお、決議第 605 (WRC-2000) が適用される。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>J76 1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5.331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 608 (WRC-03)参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J79A <u>1390-1392MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。これらの分配は、1GHz 以下のサービスリンクを用いる移動衛星業務の非静止衛星ネットワークのフィーダリンクのための使用に限られ、決議第 745(WRC-03)を適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>J80A <u>1430-1432MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの分配は、1GHz 以下のサービスリンクを用いる移動衛星業務の非静止衛星ネットワークのフィーダリンクのための使用に限られ、決議第 745(WRC-03)を適用する。</u></p> <p>J80B <u>移動衛星業務による 1518-1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定にしたがって調整を行うことを条件とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。</u></p> <p>J80C <u>1518-1525MHz の周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9.11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、すべての到来角について任意の 4kHz の周波数帯で-150dB(W/m²)とする。<u>1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。</u></u></p>	<p>J76 1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5.331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 606 (WRC-2000)参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J80D</u> 1518-1525MHz の周波数帯においては、<u>移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5.343 号及び第 5.344 号参照)及び無線通信規則第 5.342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。</u></p> <p><u>J80E</u> <u>移動衛星業務による 1518-1525MHz 及び 1668-1675MHz の周波数帯の使用は、決議第 225(WRC-03、改)を参照すること。</u></p> <p>J81 1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、<u>サウジアラビア</u>、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、<u>カタール</u>、シリア、タンザニア、<u>ベトナム</u>及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>J81 1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、<u>サウディ・アラビア</u>、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、<u>カタール</u>、シリア、タンザニア、<u>ヴィエトナム</u>及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日より前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J83A</u> 1525-1559MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯においては、決議第 739 (WRC-03) を適用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>J96A</u> 移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の間で 1668-1675MHz の周波数帯を共用するため、決議第 744 (WRC-03) を適用する。</p> <p><u>J96B</u> 移動衛星業務による 1668-1675MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。</p> <p><u>J96C</u> 1668-1670MHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000 秒間の積分時間の 2%以上で、10MHz の周波数帯で-181dB(W/m²)及び任意の 20kHz の周波数帯で-194dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p><u>J96D</u> 1668.4-1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本、中華人民共和国、イラン及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</p> <p><u>J96E</u> この周波数帯では、移動衛星業務の局は、決議第 670 (WRC-03) にしたがって通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせ、又はその発達を妨げてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>J99A 決議第 221 (WRC-03、改)に従い、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯は、IMT-2000 を提供する基地局としての<u>高高度プラットフォーム局 (HAPS)</u>に使用することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>J99A 決議第 221 (WRC-2000)に従い、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯は、IMT-2000 を提供する基地局としての<u>高高度プラットフォーム局</u>に使用することができる。</p>

変 更 案	現 行
<p>J99B</p> <p><u>アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエの固定業務及び IMT-2000 の移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯において IMT-2000 の基地局として運用する高高度プラットフォーム局（HAPS）は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/(m²·MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

変 更 案	現 行						
<p>J108 放送衛星業務による <u>2520-2670MHz</u> の周波数帯の使用は、共同受信のための日本国内の通信系に限るものとし、無線通信規則第 9.21 号に<u>したがって</u>同意を得ることを条件とする。</p> <p>J109 2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、<u>デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。</u>無線通信規則第5.416号及び第21条表21-4は、この付加分配には適用しない。<u>放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。</u>無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、<u>日本国内向けのシステムに限定される。</u>無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領された2630-2655MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、<u>すべての条件及びすべての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。</u></p> <table border="0" data-bbox="190 798 806 893"> <tr> <td><u>-130dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>5° < θ ≤ 25° の場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>-122dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>25° < θ ≤ 90° の場合</u></td> </tr> </table> <p><u>ここで、θは水平面上の入射波の到達角度である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1500kmの距離の範囲内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m²·MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。さらに、電力束密度値は、ロシアの領域内のいかなる場所においても-100dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。さらに、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び脚注J108号に基づくもの、は同時に行わない。</u></p>	<u>-130dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u>	<u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>5° < θ ≤ 25° の場合</u>	<u>-122dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>25° < θ ≤ 90° の場合</u>	<p>J108 放送衛星業務による <u>2535-2655MHz</u> の周波数帯の使用は、共同受信のための国内の通信系に限るものとし、無線通信規則第 S9.21 号に<u>従って</u>関係主管庁の同意を得ることを条件とする。<u>地表面での電力束密度は、無線通信規則第 S21 条表 S21-4 に示す値を超えてはならない。</u></p> <p>J109 2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務に分配する。この分配の使用は、<u>デジタル音声放送に限定し、決議第 528(WARC-92)に従う。</u>無線通信規則第 S5.416 号及び第 S21 条表 S21-4 は、この分配には適用しない。</p>
<u>-130dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u>						
<u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>5° < θ ≤ 25° の場合</u>						
<u>-122dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>25° < θ ≤ 90° の場合</u>						

変 更 案	現 行
<p>J109A 無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して無線通信規則第 9.12A 号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22.2 号の規定は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。</p> <p>J109B 脚注 J109 号に基づく、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。</p> <p>J109C 無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9.13 号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。</p>	<p>J109A 無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されていると考えられ、無線通信規則第 S22.2 号が適用されない静止衛星システムに対して、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9.12A 号の規定の適用を受ける。無線通信規則第 S22.2 号の適用は、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日以前に受領されていると考えられる静止衛星システムに対して継続する。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによるこの周波数帯の使用は、決議第 539(WRC-2000)の規定に従うものとし、そのシステムは決議第 528(WARC-92)に従わなければならない。</p> <p>J109B 無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用を受けるとともに、決議第 539(WRC-2000)が適用される。</p> <p>J109C 無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 S9.13 号の規定の適用を受けるものとし、無線通信規則第 S22.2 号は適用しない。決議第 539(WRC-2000)が適用される。</p>

変 更 案	現 行						
<p><u>J109D</u> 脚注J109号の規定を適用する場合、決議第528(WRC-03、改)の決議事項3は、放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務が2605-2630MHzの周波数帯において一次的基礎で付加的に運用できるように緩和する。この分配の使用は、国内向けのシステムに限定される。また、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び脚注J108号に基づくものは、同時に行わない。脚注J108号及び無線通信規則第21条表21-4は適用しない。2605-2630MHzの周波数帯における放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2003年7月4日後に受領された2605-2630MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。</p> <table border="0" data-bbox="190 614 806 702"> <tr> <td>$-130\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$</td> <td>$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$ の場合</td> </tr> <tr> <td>$-130+0.4(\theta-5)\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$</td> <td>$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合</td> </tr> <tr> <td>$-122\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$</td> <td>$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合</td> </tr> </table> <p>ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。</p> <p><u>J109E</u> 脚注 J109D 号に基づく、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2605-2630MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第 9.12A 号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22.2 号の規定は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 5 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。</p> <p><u>J109F</u> 脚注 J109D 号に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日以降に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2605-2630MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。</p>	$-130\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$ の場合	$-130+0.4(\theta-5)\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合	$-122\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合	
$-130\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$ の場合						
$-130+0.4(\theta-5)\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合						
$-122\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合						

変 更 案	現 行
<p>J109G <u>無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日後に受領された静止衛星網による 2605-2630MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.417A 号に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9.13 号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J117A <u>2900-3100MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J123A (未使用)</p> <p>J123B <u>5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地球表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯で-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-03)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>J123A <u>5000-5010MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる(決議第 603(WRC-2000)参照)。</u></p> <p>J123B <u>5010-5030MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも使用することができる。5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地球表面で生じる総電力束密度は、150kHz の周波数帯で-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz で運用する RNSS システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 4990-5000MHz の周波数帯において生じる総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても時間率 2%以上で 10MHz の周波数帯における-171dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない(決議第 604(WRC-2000)参照)。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>J123C 5030-5091MHz の周波数帯は、移動業務の 5GHz 帯無線アクセスシステム(電気通信業務用及び小電力業務用)にも使用することができる。5GHz 帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表 6-3-8 によることとし、この周波数帯の使用は、<u>2007 年 11 月 30 日</u>までに限る。</p> <p>J123D 構造改革特別区域法第 4 条第 10 項の認定構造改革特別区域計画に基づく無線アクセスシステム活用事業に係る構造改革特別区域内においては、5030-5091MHz の周波数帯は、移動業務の 5GHz 帯無線アクセスシステム（公共業務用、放送事業用及び一般業務用）にも使用することができる。5GHz 帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表 6-3-8 によることとし、この周波数帯の使用は、<u>2007 年 11 月 30 日</u>までに限る。</p>	<p>J123C 5030-5091MHz の周波数帯は、移動業務の 5GHz 帯無線アクセスシステム(電気通信業務用及び小電力業務用)にも使用することができる。5GHz 帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表 6-3-8 によることとし、この周波数帯の使用は、<u>平成 19 年 11 月 30 日</u>までに限る。</p> <p>J123D 構造改革特別区域法第 4 条第 10 項の認定構造改革特別区域計画に基づく無線アクセスシステム活用事業に係る構造改革特別区域内においては、5030-5091MHz の周波数帯は、移動業務の 5GHz 帯無線アクセスシステム（公共業務用、放送事業用及び一般業務用）にも使用することができる。5GHz 帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表 6-3-8 によることとし、この周波数帯の使用は、<u>平成 19 年 11 月 30 日</u>までに限る。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J123E</u> この周波数帯においては、以下の条件を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2018年1月1日前は、<u>移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる5091-5150MHzの周波数帯の使用は、決議第114(WRC-03、改)に従う。</u> - 2018年1月1日前は、<u>5000-5091 MHzの周波数帯で運用できない現存及び計画中の航空無線航行業務の国際標準システムは、この周波数帯における他の使用に優先権を持つ。</u> - 2012年1月1日後は、<u>移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク用の地球局に新たな割当ては行わない。</u> - 2018年1月1日後は、<u>固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。</u> <p><u>J123F</u> <u>固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号にしたがって調整することを条件とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>J125A</u> <u>移動業務の局による5150-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯の使用は、決議第229(WRC-03)に従わなければならない。</u></p> <p><u>J125B</u> <u>この周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。</u></p> <p>J126 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による5250-5350MHzの周波数帯の使用は、<u>無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>J126 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による5250-5350MHzの周波数帯の使用は、<u>無線標定業務の将来の発達及び展開を妨げてはならない。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J127A</u> 5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F.1613 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号は、地球探査衛星(能動)業務及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。</p> <p><u>J127B</u> 5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M.1638 及び ITU-R 勧告 SA.1632 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。</p> <p>J128 5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。</p> <p><u>J128A</u> この周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせ、又はそれらの業務からの保護を要求してはならない。</p> <p><u>J128B</u> 5350-5470MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5.449 号にしたがって運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。</p> <p><u>J128C</u> 5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M.1638 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。</p>	<p>J128 地球探査衛星業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせ、又はその使用及び発達を妨げてはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J128D</u> 5470-5650MHz 帯の周波数帯においては、5600-5650MHz の周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>J129A</u> 5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902 (WRC-03) に従うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>J131</u> 宇宙研究業務(地球から宇宙)による 7145-7190MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。</p> <p>(略)</p> <p><u>J141 (未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>J145 (未使用)</u></p> <p><u>J146 (未使用)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>J131</u> 7145-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。ただし、7145-7190MHz の周波数帯の使用は深宇宙への発射に限り、7190-7235MHz の周波数帯の使用は、深宇宙以外への発射に限る。</p> <p>(略)</p> <p><u>J141</u> この周波数帯に現存する固定業務及び移動業務の局は、できるだけ早期に他の周波数帯に移行するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>J145</u> 固定衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 S21 条表 S21-4 に定める電力束密度の値を超えないことを条件とする。この業務の導入は、第一地域の放送衛星業務との関係で適用周波数帯を 12.2-12.5GHz を含むよう拡張した上で、無線通信規則付録第 S30 号第 7 条に定める手続に従わなければならない。</p> <p><u>J146</u> 放送衛星業務によるこの周波数帯の使用は、業務区域端におけるすべての条件及びすべての変調方式に対して-111dBW/m²/27MHz を超えない電力束密度に限る。</p>

変 更 案	現 行
<p>J151</p> <p><u>この周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は1.2mとし、また非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は4.5mとしなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行业務の局から発射される1秒平均の等価等方ふく射電力は、仰角が2度を超える場合においては59dBW、仰角が2度以下の場合においては65dBWを超えてはならない。また、この周波数帯において空中線口径が4.5m未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する場合、この地球局から生ずる電力束密度は以下の値を超過してはならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>沿岸諸国により公認された干潮線上での海拔36mにおいて、時間率1%以上で-115dB(W/(m²・10MHz))</u> - <u>事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高3mにおいて、時間率1%以上で-115dB(W/(m²・10MHz))</u> <p><u>空中線口径が4.5m以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方ふく射電力も最低68dBWとし、かつ、85dBWを超えてはならない。</u></p>	<p>J151</p> <p><u>この周波数帯においては、固定衛星業務の地球局からのいかなる発射も、等価等方ふく射電力が68dBW以上になるようにし、85dBWを超えてはならない。この場合、最も小さい空中線の口径は4.5mとする。また、無線標定業務又は無線航行业務の無線局の静止衛星軌道方向への発射の1秒間の平均が、等価等方ふく射電力で59dBWを超えてはならない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>J152</p> <p><u>この周波数帯においては、事前公表の情報が1992年1月31日前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と対等に運用でき、同日以降に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が1992年1月31日前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>13.77-13.78GHzの周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方ふく射電力密度も、次の値を超えてはならない。</u> <ul style="list-style-type: none"> i) <u>固定衛星業務の地球局の空中線口径が1.2m以上4.5m未満の場合においては、$4.7D+28\text{dB (W/40kHz)}$、ここでDは空中線口径(m)。</u> ii) <u>固定衛星業務の地球局の空中線口径が4.5m以上31.9m未満の場合においては、$49.2+20\log(D/4.5)\text{dB (W/40kHz)}$、ここでDは空中線口径(m)。</u> iii) <u>固定衛星業務の地球局の空中線口径が31.9m以上の場合においては、66.2dB (W/40kHz)。</u> iv) <u>空中線口径が4.5m以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が40 kHz未満)発射の場合においては、56.2dB (W/4kHz)。</u> - <u>非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方ふく射電力密度も、13.772-13.778GHzの周波数帯において6MHzの周波数帯域当たり51dBWを超えてはならない。</u> <p><u>降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によって生ずる等価等方ふく射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方ふく射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。</u></p> <p><u>J153 (未使用)</u></p>	<p>J152</p> <p><u>13.75-14GHzの周波数帯では、事前公表の情報が1992年1月31日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と対等に運用でき、同日から後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方ふく射電力による電力密度も、事前公表の情報が1992年1月31日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、13.772-13.778GHzの周波数帯において71dBW/6MHzを超えてはならない。固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、当該6MHzにおける等価等方ふく射電力が71dBWの地球局の使用によって晴天時に生ずる値を超えない範囲で、降雨減衰を補償するために、この6MHzの周波数範囲の等価等方ふく射電力密度増幅用の自動電力制御装置を使用しても良い。</u></p> <p><u>J153</u></p> <p><u>宇宙研究業務及び地球探査衛星業務の非静止宇宙局は、固定衛星業務に関して二次的基礎で運用する。さらに、固定衛星業務の計画中の地球局を2000年1月1日から2001年1月1日までの間に使用を開始する場合は、13.793-13.805GHzの周波数帯で運用する宇宙飛行体の降雨レーダーと共存するため、ITU-R 勧告 SA.1071 に与えられる情報及び調整手続が適用される。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>J153A <u>固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス、ギリシャ及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHzの周波数帯で運用できる。</u></p> <p>J153B <u>14-14.5GHzの周波数帯においては、等価等方ふく射電力が21dBWを超える船舶地球局は、決議第902(WRC-03)に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。</u> <u>この脚注は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な情報が2003年7月5日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J155 この周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムの<u>フィーダーリンク</u>に限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により2000年6月2日以前に受領されている移動衛星業務の非静止システムの<u>フィーダーリンク</u>に限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S.1341 に従うものとする。15.35-15.4GHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため、15.43-15.63GHzの周波数帯で運用する非静止移動衛星業務<u>フィーダーリンク</u>(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から15.35-15.4GHzの周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHzの周波数帯で時間率2%以上で-156dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>J155 15.43-15.63GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムの<u>フィーダーリンク</u>に限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により2000年6月2日以前に受領されている移動衛星業務の非静止システムの<u>フィーダーリンク</u>に限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S.1341 に従うものとする。15.35-15.4GHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため、15.43-15.63GHzの周波数帯で運用する非静止移動衛星業務<u>フィーダーリンク</u>(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から15.35-15.4GHzの周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHzの周波数帯で時間率2%以上で-156dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J168A <u>19. 7-20. 2GHz (宇宙から地球)、28. 45-29. 1GHz (地球から宇宙)、29. 46-30GHz (地球から宇宙) 及び 40-40. 5GHz (宇宙から地球) の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である。</u></p> <p>(略)</p> <p>J178 <u>地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、それぞれ ITU-R 勧告 SA. 1278 及び ITU-R 勧告 SA. 1625 を考慮して運用しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J182A <u>27. 5-28. 35GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) にも使用可能である。HAPS による 27. 5-28. 35GHz の周波数帯の使用は、日本国内で、単一の 300MHz までの補助周波数帯に限定される。HAPS による固定業務に割り当てられた当該 300MHz の周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、これらの他の業務の展開を妨げてはならない。決議第 145 (WRC-03) を参照すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>J185 29. 1-29. 5GHz (地球から宇宙) の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィードリンクは、両ネットワーク間の相互干渉のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第 4 号の調整情報が <u>1996 年 5 月 17 日後に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この周波数帯の使用に当たっては、この手法をできる限り利用することが求められる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>J178 <u>地球探査衛星の地球局は、近隣国において運用している固定局及び移動局からの保護を要求することはできない。また、地球探査衛星業務で運用している地球局は、ITU-R 勧告 SA. 1278 を考慮しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J182A 27. 5-28. 35GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) の HAPS から地上方向への運用にも使用可能である。HAPS によるこの周波数帯の使用は他の種類の固定業務システム又は他の業務に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>J185 29. 1-29. 5GHz (地球から宇宙) の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィードリンクは、両ネットワーク間の相互干渉のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第 S4 号の調整情報が <u>1996 年 5 月 17 日以降に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この周波数帯の使用に当たっては、この手法をできる限り利用することが求められる。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J187A</p> <p><u>この周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上から HAPS の方向で使用可能である。HAPS を用いたシステムによるこの周波数帯の使用は、日本国内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第 5.545 号の規定にしたがって運用されるシステムに有害な混信を生じさせ、又はこれらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、これらの業務の発達を妨げてはならない。この周波数帯における HAPS を用いたシステムは、ITU-R 勧告 RA.769 に示す保護基準を考慮して、31.3-31.8GHz の周波数帯に一次分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31.3-31.8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には -106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる(決議第 145(WRC-03)参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p>J189</p> <p>31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに<u>利用可能</u>である(決議第 75(WRC-2000)及び決議第 79(WRC-2000)参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J191</p> <p><u>32.3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31.8-32.3 GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要なすべての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。</u></p>	<p>J187A</p> <p><u>31.0-31.3GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上から HAPS の方向の運用にも使用可能である。HAPS を使ったシステムによる 31.0-31.3GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S5.545 号を考慮して、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務に対して有害な混信を起し、又は保護を要求してはならない。31.0-31.3GHz の周波数帯における HAPS の使用は、ITU-R 勧告 SA.1029 及び ITU-R 勧告 RA.769 に示された混信規準を考慮して、31.3-31.8GHz の周波数帯に一次分配を有する受動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。WRC-03 まで、31.0-31.3GHz 帯における HAPS の導入は 31.0-31.15GHz に制限する。</u></p> <p>(略)</p> <p>J189</p> <p>31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに<u>利用が可能</u>である(決議第 75(WRC-2000)及び決議第 79(WRC-2000)参照)。39.5-40GHz 及び 40.5-42GHz の周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があることを考慮し、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムについては制限を受けるものとする(決議第 84(WRC-2000)参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J191</p> <p><u>32-33GHz の周波数帯における衛星間及び無線航行業務、31.8-32.3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意して、両業務間の有害な混信を防止するために必要なすべての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>J191A</u> この周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から0.8度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73.3dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p><u>J192 (未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>J195A (未使用)</u></p>	<p><u>J192</u> 35.5-36.0GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、気象援助業務及び一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又は、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。</p> <p><u>J192A</u> 37.5-40GHz 及び 42-42.5GHz の周波数帯では、固定衛星業務の非静止衛星システムは、衛星からの送信による固定業務に対する混信の度合いを下げつつ必要なリンク性能を満たすような電力値となるように、電力制御又は他の 10dB のオーダーのダウンリンクフェード補償の手法を用いるものとする(決議第 84 (WRC-2000)参照)。</p> <p>(略)</p> <p><u>J195A</u> 42.5-43.5GHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、41.5-42.5GHz の周波数帯で運用する非静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)システムの宇宙局により 42.5-43.5GHz の周波数帯で生じる総電力束密度は、電波天文局において、いかなる 1MHz の周波数帯についても、時間率 2%以上で、-167dB(W/m²)を超えてはならない。42.0-42.5GHz の周波数帯で運用する静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の局により 42.5-43.5GHz の周波数帯で生じる電力束密度は、電波天文業務の用に供する受信設備において、いかなる 1MHz の周波数帯についても、-167dB(W/m²)を超えてはならない。これらの制限値は暫定的なものであり、決議第 128 (WRC-2000、改)に従って見直される。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J195B</u></p> <p><u>42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムのすべての宇宙局から生ずる42.5-43.5GHzの周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、いかなる電波天文局においても、時間率2%以上で以下の値を超えてはならない。</u></p> <p><u>－ 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、1GHzの周波数帯で-230dB(W/m²)及び任意の500kHzの周波数帯で-246dB(W/m²)</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>－ 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯で-209dB(W/m²)</u></p> <p><u>これらのepfd値は、ITU-R勧告S.1586に示す方法及びITU-R勧告RA.1631に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して評価しなければならず、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度θ_{min}を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である5度を採用する。)の範囲に適用しなければならない。これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。</u></p> <p><u>－ 2003年7月5日前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日前に無線通信局に通告された電波天文局、</u></p> <p><u>－ 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日に通告された電波天文局。</u></p> <p><u>これらの日以降に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの宇宙局は、同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。</u></p>	

変 更 案	現 行
<p>J195C</p> <p><u>42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)のあらゆる静止宇宙局から生ずる42.5-43.5GHzの周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、以下の値を超えてはならない。</u></p> <p>— <u>単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、1GHzの周波数帯で-137dB(W/m²)及び任意の500kHzの周波数帯で-153dB(W/m²)</u></p> <p>及び</p> <p>— <u>超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯で-116dB(W/m²)</u></p> <p><u>これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。</u></p> <p>— <u>2003年7月5日前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日前に無線通信局に通告された電波天文局</u></p> <p>— <u>適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局</u></p> <p><u>これらの日以降に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの宇宙局は、同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>J199</p> <p>47.2-47.5GHz及び47.9-48.2GHzの周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)で使用できる。47.2-47.5GHz及び47.9-48.2GHzの周波数帯の使用は、決議第122(WRC-2000、改)の規定に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>J208A</p> <p>固定衛星業務(地球から宇宙)による84-86GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務の<u>フィーダーリンク</u>に限定される。</p>	<p>(略)</p> <p>J199</p> <p>47.2-47.5GHz及び47.9-48.2GHzの周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局で使用できる。47.2-47.5GHz及び47.9-48.2GHzの周波数帯の使用は、決議第122(WRC-2000、改)の規定に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>J208A</p> <p>固定衛星業務(地球から宇宙)による84-86GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務の<u>フィーダーリンク</u>に限定される。</p>